

学校事務の共同実施の拡大について

1 学校事務の共同実施の目的

教員の働き方改革の一環として、教員が行っている校務事務の一部（副教材費の取扱い等）を学校事務室へ移管し教員の校務事務の負担を軽減し、教務へ集中することを目的とする。具体的には、市内の小中学校の都事務正規職員を各校から引き上げ共同事務室に集約した上で、学校には都の非常勤職員（週4日勤務）を配置し、各学校で行っていた事務の一部を共同実施し効率化する。

2 今までの経緯と今後の予定

既に、平成30年度から立川第一中学校、立川第三中学校、立川第八中学校区の9校を集約し、第一小学校に南部共同事務室を設置し事務を共同実施している。

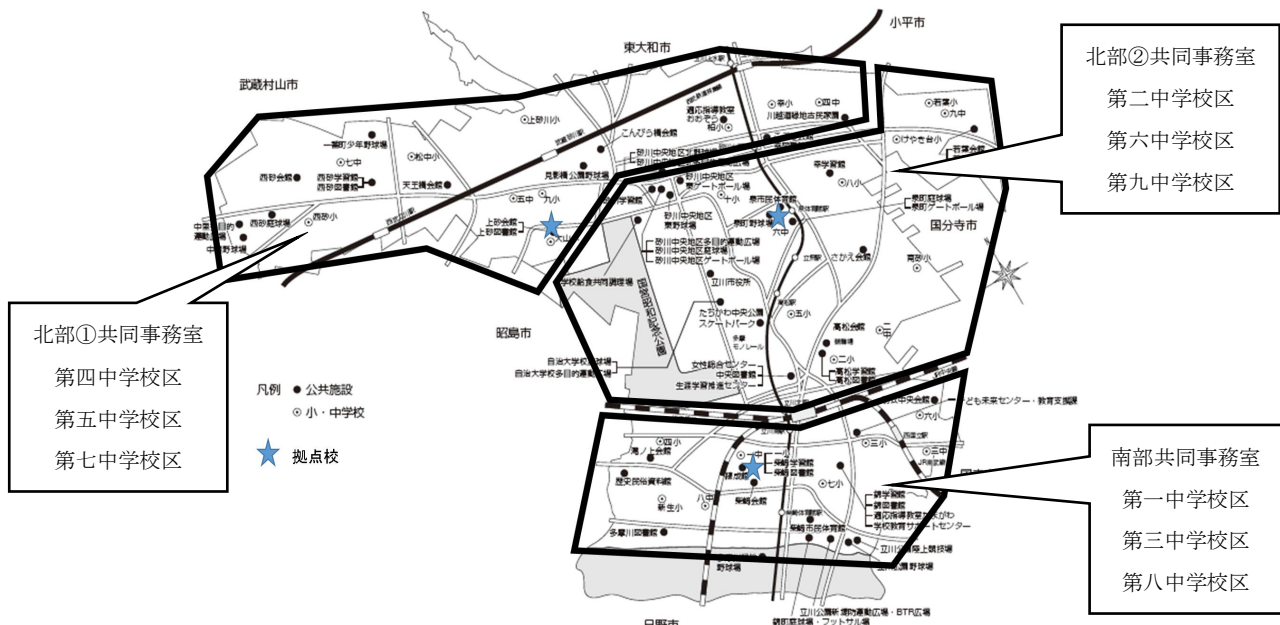
現在、南部共同事務室の実施状況が順調に推移しており事務の効率化が図られていることから、JR中央線以北の残り19校について、令和2年4月から下表のとおり2グループに集約し、共同事務室を設置し市内全校で事務の共同実施を開始する。

令和2年度実施

平成30年度実施済

北部①共同事務室	北部②共同事務室	南部共同事務室
立川第四中学校	立川第二中学校	立川第一中学校
幸小学校	第二小学校	●第一小学校
柏小学校	第五小学校	第四小学校
立川第五中学校	南砂小学校	立川第三中学校
第九小学校	●立川第六中学校	第三小学校
●大山小学校	第八小学校	第六小学校
上砂川小学校	第十小学校	第七小学校
立川第七中学校	立川第九中学校	立川第八中学校
西砂小学校	若葉台小学校	新生小学校
松中小学校		

※・・・●印が拠点校



3 整備費用

拠点校の事務室化に対する経費は、都の公立小中学校事務共同実施支援事業補助金（限度額1校あたり：整備300万円、玉突き改修200万円）が10/10で交付されることから、補助金の範囲内で整備を行う。9月補正予算に2校分1,000万円を計上予定。なお、共同事務室の整備費用については、都から10/10の補助が受けられる。

また、共同事務室の消耗品等の経常経費については、市の負担となる（南部事務室の31年度予算額：437千円）。

4 拡大スケジュール（案）

